市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 大西一史

| 議案番号 | 路線名 | 起点 | | 重要な |
|----------|--------|-------------|----|-----|
| | | 終点 | | 経過地 |
| 議第 32 号 | 長嶺町 | 長嶺町2758番4 | 地先 | |
| | 第170号線 | 長嶺町2773番5 | 地先 | |
| 議第 3 3 号 | 渡鹿 | 大江町渡鹿198番20 | 地先 | |
| | 第5号線 | 大江町渡鹿249番1 | 地先 | |

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法(昭和27年法律第180号)第10 条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 開発行為
- (2) 一部払下げ